



劇場、音楽堂等の事業の活性化 のための取組に関する指針について

平成25年4月22日
文化庁文化部芸術文化課



1. 劇場、音楽堂等の活性化 に関する法律



劇場、音楽堂等の現状と課題①

- 劇場、音楽堂等の機能を持つ施設の多くは、多目的に利用される文化会館や文化ホールであり、そこで営まれる文化芸術活動も貸し館公演が中心である。
- 実演芸術の創造活動の実施や鑑賞機会の提供といった劇場、音楽堂等の本来の機能が充分発揮されていない。

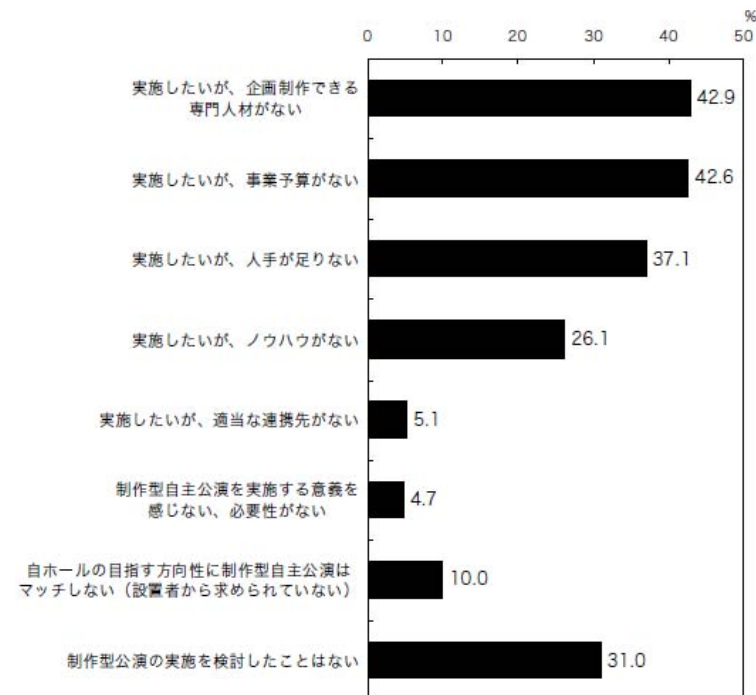
【年間自主公演事業数】	平均事業数	割合
年間自主公演事業数	<u>11.2 事業</u>	100.0%
【内訳】		
単独	7.9 事業	70.0%
共催	3.4 事業	30.0%
【公演実施形態別内訳】		
自主制作公演	4.3 事業	38.3%
買取公演	4.5 事業	39.8%
その他	2.5 事業	21.8%
【出演者別内訳】		
プロ	8.0 事業	70.9%
プロアマ公演	0.9 事業	8.3%
アマ	2.3 事業	20.8%

※有効回答施設数:703 施設

※平均事業数は、有効回答における平均

(内訳の足し上げ結果は四捨五入の関係により合計と合致しない)

■制作型自主公演を実施しない理由 (MA3) (n=448)



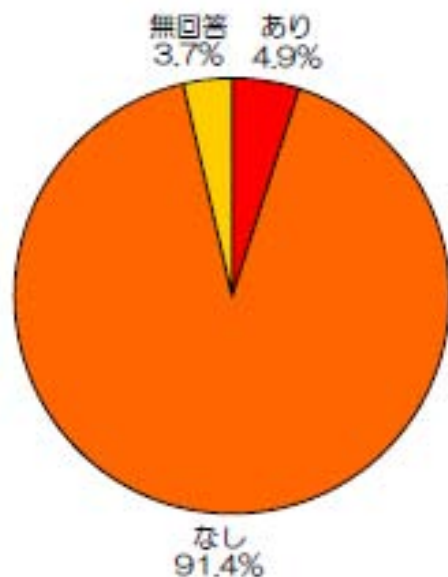
出典：「平成22年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」（平成23年3月社団法人 全国公立文化施設協会）



劇場、音楽堂等の現状と課題②

- これまでハード(施設)の整備が先行。ソフト・ヒューマン(事業の実施、人材の配置)の充実が急務。
- 地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない状況が固定化。

■芸術監督の配置の有無(国公立の劇場、音楽堂等)



出典：「平成22年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」
(平成23年3月社団法人 全国公立文化施設協会)

■指導系職員の配置人数

(国公立の劇場、音楽堂等(固定席数300席以上))

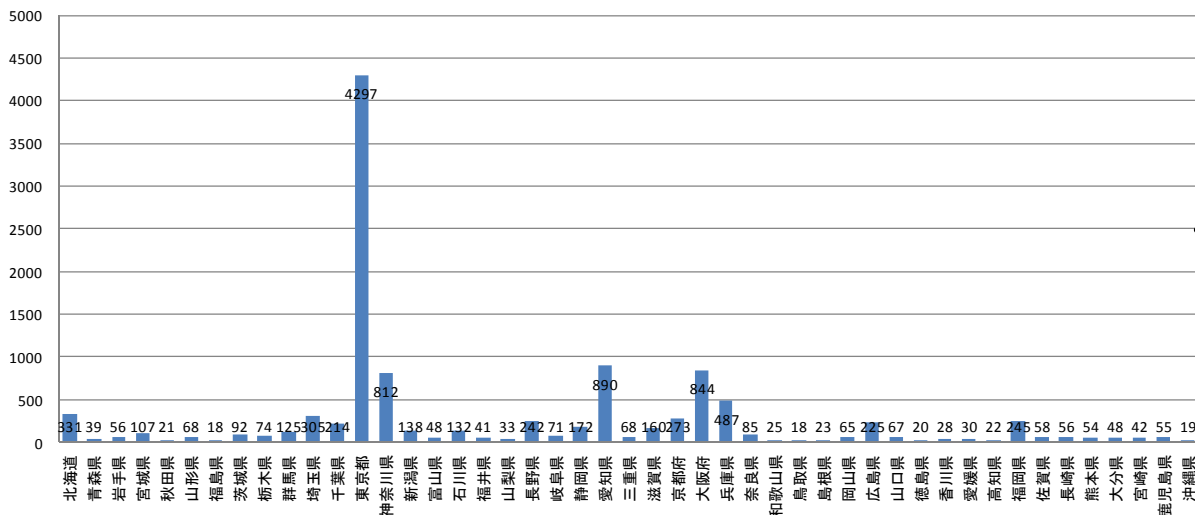
	施設数	指導系職員数	1館当たり配置人数
都道府県	100	237	2.0
市町村	1,643	1,324	0.5

出典：「社会教育調査」(平成23年度 文部科学省)



劇場、音楽堂等の現状と課題③

● 地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない状況が固定化。

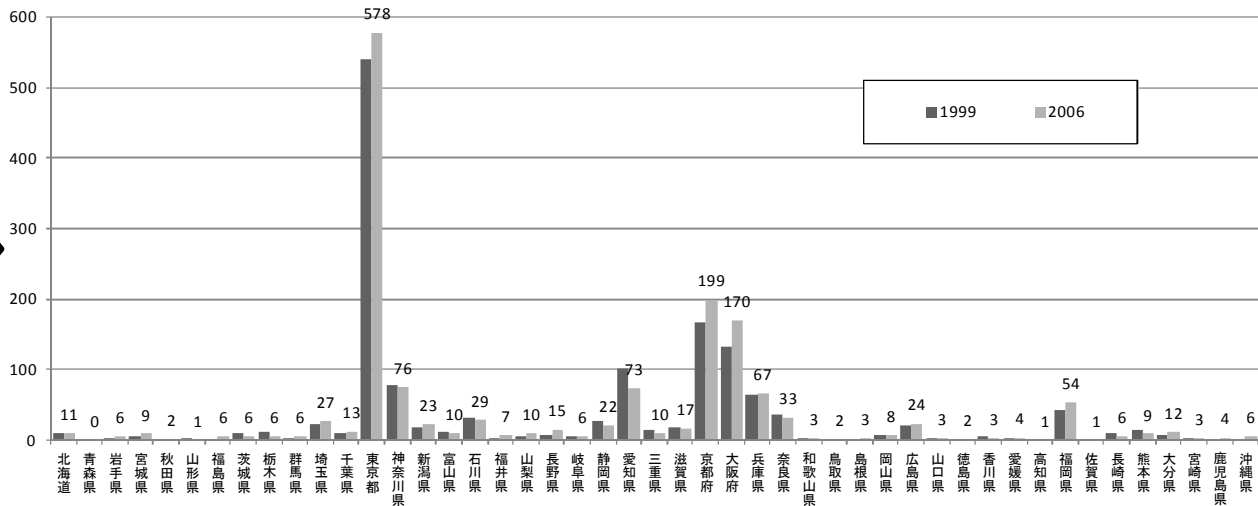


音楽関係演奏会公演数
(都道府県別)

出典:公益社団法人 日本演奏連盟
「演奏年鑑2012」

能楽公演数(都道府県別)

出典:日本芸能実演家団体協議会
「伝統芸能の現状調査」





劇場、音楽堂等の現状と課題④

- 地方公共団体が設置する文化施設の位置づけの不明確さ、文化関係予算の減少
- 劇場、音楽堂等と文化芸術団体との連携不十分
- 観客数の減少、観客の固定化傾向
- 指定管理者制度の導入による運営の影響

(参考:平成24年1月 劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会
「劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ」)



劇場、音楽堂等の現状と課題⑤

- 心豊かな国民生活の実現、活力ある地域社会の実現、国際社会の調和ある発展の促進を図るため、実演芸術の創造発信の場、芸術を鑑賞する場、地域住民が集い、交流する場としての機能をより高めていくことが必要。
- 博物館や図書館についてはそれぞれ根拠法があるが、劇場、音楽堂等に関する根拠法がなく、位置付けが不明確。



**「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」
（「劇場法」とも略称）が成立**

＜平成24年6月27日公布・施行＞



劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

法律の概要

- ① 劇場、音楽堂等を定義(文化芸術活動を行うための施設と人的体制により構成され、創意と知見をもって実演芸術の公演を企画、実施し、一般に鑑賞させることを目的とするもの)
- ② 劇場、音楽堂等が行う事業を明確化(実演芸術の企画制作、普及啓発、人材養成、地域社会の維持・共生社会の実現に資する事業等)
- ③ 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確化、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を促進
- ④ 文部科学大臣が劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を策定

(注) 本法律における「劇場、音楽堂等」は、名称(※)・規模にかかわらず、文化の振興を目的とし、実演芸術の公演を実施することができるものをいう。これらの機能を有する複合多目的施設等や民間事業者が設置する劇場、音楽堂等も含まれる。(※劇場、音楽堂等のほか、文化ホール、文化会館、公会堂、演芸場、能楽堂などを含む。)



2. 劇場、音楽堂等の事業の 活性化のための取組に関する指針



劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針

- 文部科学省・文化庁では、劇場法第16条に基づき、劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針の策定に向けた検討を実施。
- 平成24年8月17日～24日に劇場、音楽堂等の関係者との意見交換を実施。
- 同年11月22日～12月21日 指針案に関する意見募集(パブリック・コメント)を実施。

劇場、音楽堂等の関係者との意見交換

(1) 日時: 平成24年8月17日～24日

(2) ヒアリング参加団体(29団体):

[劇場、音楽堂等、地方公共団体、関係団体]

(独)日本芸術文化振興会、(公財)新国立劇場運営財団、(社)全国公立文化施設協会、石川県・石川県立音楽堂、いわき芸術文化交流館アリオス、可児市・可児市文化創造センター、河口湖ステラシアター、北九州市・北九州芸術劇場、札幌市・札幌コンサートホール、杉並区・座・高円寺、鳥取県・鳥の劇場、いずみホール、サントリーホール、坊ちゃん劇場

[実演芸術団体](公社)日本芸能実演家団体協議会

[舞台技術団体]公共劇場舞台技術者連絡会、(公社)日本照明家協会、日本舞台音響家協会

[大学]東京芸術大学、神戸大学、大阪音楽大学、京都造形芸術大学

[学会]日本音楽芸術マネジメント学会



劇場、音楽堂等の関係者との意見交換における主な意見①

劇場、音楽堂等の運営方針の明確化とそれに沿った事業の実施

- ・ 劇場、音楽堂等の設置者は、それぞれの施設の理念、目的、運営方針等を明確にすべき。
- ・ 地方公共団体においては、劇場、音楽堂等について運営計画を策定し、必要に応じ、文化施設設置条例の見直しや、文化振興条例の制定等を行うことが求められる。
- ・ 「実演芸術の振興」のみならず、それを手段として、どのような健全な社会を実現しようとしているのかを明確に示すべき。

専門的な能力を有する人材の養成及び確保

- ・ 劇場、音楽堂等には、それぞれの性格に応じた専門人材が確保されるべき。
- ・ 法第13条に規定する専門人材(制作者、技術者、経営者、実演家)の育成、確保を図るとともに、鑑賞者の育成にも配慮するよう努めるべき。
- ・ 劇場、音楽堂等、芸術団体、大学の連携による人材育成、研修等を推進すべき。(大学のアートマネジメント専攻、舞台スタッフ専攻の学生のインターンシップの受入れの拡大、劇場、音楽堂等及び芸術団体のスタッフによる大学における講義等の実施など。)

教育普及活動の促進

- ・ 劇場、音楽堂等は実演芸術に関わる教育と普及活動についての社会的な役割を担っており、地域の多様な社会的な機関、学校、文化団体等との連携を担う中心的な役割がある。
- ・ 劇場、音楽堂等における地域の児童生徒を対象とした公演の実施、劇場、音楽堂等から学校への派遣など、劇場、音楽堂等、芸術団体、学校の連携の一層の推進を図るべき。



劇場、音楽堂等の関係者との意見交換における主な意見②

劇場、音楽堂等の連携の促進

- ・ 優れた芸術の創造や鑑賞機会の拡充を図るため、共同制作、巡回公演、フランチャイズ、実演家等の配置など、芸術団体も含めた連携を一層促進するとともに、連携の柔軟化・多様化を図るべき。

劇場、音楽堂等の安全管理の向上

- ・ 劇場、音楽堂等の観客や利用者、スタッフ等の安全を維持するため、舞台技術管理者(舞台機構、照明、音響等)の適正人員数の確保(配置)と人材の養成を図るべき。

指定管理者制度

- ・ 劇場、音楽堂等の運営に指定管理者制度を利用する場合は、施設の運営計画の内容に応じて指定方法、期間について柔軟に対応することが重要。
- ・ 長期計画性、継続性をもった事業の実施、ノウハウの蓄積、人材確保などが必要な劇場、音楽堂等については、企画提案など公募によらない方法を可能とすべき。

など



指針案に対する意見の例①（パブリック・コメント）

総論

- ・ 設置者の意識改革と財政措置が不可欠であり、法律と指針を真摯に受け止め実行するよう、文化庁から働きかけるべき。

質の高い事業の実施

- ・ 劇場、音楽堂等は多様であり、自主制作公演と同様に、貸館公演等も地域の芸術文化振興に重要であることを明かにすべき。
- ・ 障害者への補助手段付きの公演の継続的实施を記述すべき。

専門的人材の養成・確保、職員の資質の向上

- ・ 他の劇場、音楽堂等と連携しつつ、人材の資質向上に努めるべき。

普及啓発の実施

- ・ 地方においても鑑賞機会を設け、幼いころから地域や学校教育の中で実演芸術に触れる機会を充実すべき。



指針案に対する意見の例②（パブリック・コメント）

関係機関との連携

- ・ 劇場、音楽堂等と実演芸術団体の相互に利点のある「本拠地」提携（フランチャイズなど）を具体的に示すべき。

安全管理等

- ・ 安全管理規程は、各劇場、音楽堂等がばらばらに定めるのではなく、全国的な基準等に沿って定めるべき。
- ・ 施設の改修等の責任は設置者にあり、設置者において改修等を着実に実施することを明記すべき。

指定管理制度の運用

- ・ 事業の継続性、人材の確保等に配慮し、施設本来の目的を妨げないよう、制度を適正に運営すべき。
- ・ 設置者と管理者の意思疎通の充実等を明記すべき。

など



指針策定に当たっての基本的な考え方

1. 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関することを定める(法第16条)
2. 規制のための基準ではなく、積極的な取組を促進するための方向性を提示
3. 全国のすべての劇場、音楽堂等が共有できるものとし、且つ、地域の状況、規模、活動状況等の実態の多様性に対応できるようにする
=2,000を優に超える国公立の設置者、運営者を対象



すべてを対象とする方向性の提示と、それぞれの実態に応じて取り組むことが望まれる事柄の提示とを分けて記述

【すべての劇場、音楽堂等が目指す方向性】

各事項に、「設置者又は運営者は、…するよう努めるものとする」として記述

【実態等に応じて段階的又は選択的に取り組むことが適切な事柄】

「劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある」と記述



指針の骨子

前文

第1 定義

第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

1. 運営方針の明確化に関する事項
2. 質の高い事業の実施に関する事項
3. 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項
4. 普及啓発の実施に関する事項
5. 関係機関との連携・協力に関する事項
6. 国際交流に関する事項
7. 調査研究に関する事項
8. 経営の安定化に関する事項
9. 安全管理等に関する事項
10. 指定管理者制度の運用に関する事項

第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項

1. 国の取組に関する事項
2. 地方公共団体の取組に関する事項
3. その他の関係機関の協力に関する事項



前 文

- ◆劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、また、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点。
- ◆個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として、また、社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。
- ◆現代社会においては、劇場、音楽堂等は、「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や、国際化が進む中で国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する「世界への窓」になる役割も期待されており、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在。
- ◆劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、新たに創り続けていくことが求められる。
- ◆本指針は、諸課題を克服し、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ることを目的として、設置者又は運営者が取り組むべき事項を定めるもの。



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

1. 運営方針の明確化に関する事項

すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者は、劇場、音楽堂等の運営方針を長期的視点に立って明確に定め、利用者等に周知し、新たな課題等が生じた場合等には、必要に応じ同方針を適切に見直すよう努める。
- 地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等については、各地方公共団体が定めた文化芸術振興のための条例・計画等に則しつつ、同方針を定める必要がある。

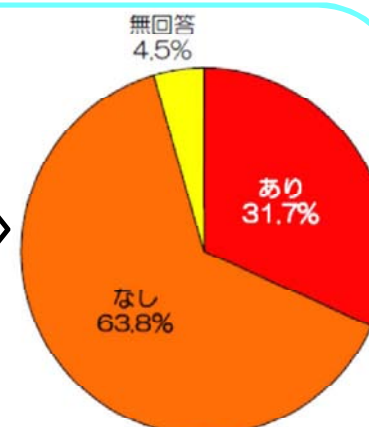
ポイント

➤劇場、音楽堂等の運営方針を定めるのは、設置者の役割。(施行通知1関係)

➤「運営方針」とは、名称にかかわらず、設置目的の達成に向けて劇場、音楽堂等がその機能を発揮するよう策定される方針で、運営の基本的な理念・方針、事業、人員、組織及び予算等に関する事項を定めたもの。(施行通知1関係)

➤地方公共団体には、文化芸術振興のための条例・計画等を策定することが期待される。

文化振興のための 条例制定状況



出典：「平成22年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」
(平成23年3月社団法人 全国公立文化施設協会)



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

2. 質の高い事業の実施に関する事項①

すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者又は運営者は、法第3条に規定する劇場、音楽堂等の事業の全部又は一部について、劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実施する事業を適切に決定するよう努める。
- 実施することを決定したそれぞれの事業については、創造性及び企画性の高い事業、特色のある事業、利用者等のニーズ等に対応した事業その他の質の高い事業として実施するよう努める。

留意事項

- 実演芸術の公演を相当程度企画し、実施した実績が相当程度ある劇場、音楽堂等(ア)にあつては、創造性及び企画性がより高く、かつ、特色のある実演芸術の公演を実施し、その成果を広く国内外に発信する。
- ア以外の劇場、音楽堂等にあつては、劇場、音楽堂等の実態や利用者等のニーズ等を勘案しつつ、創造性及び企画性を要する実演芸術の公演を試行するなどの姿勢が求められる。
- 実演芸術の公演を行う者の利用に供する事業の実施に当たっては、劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえるとともに、利用者等のニーズ等を十分に勘案する。
- 年齢や障害の有無にかかわらず、より多くの利用者が実演芸術の公演を鑑賞できるよう、字幕を表示した公演を実施するなどの様々な工夫や配慮等を行うこと。



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

2. 質の高い事業の実施に関する事項①

ポイント

➤設置者又は運営者には、法第3条各号に規定する劇場、音楽堂等の事業の全部又は一部について、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実施すべき事業を適切に決定することが求められる。

どのような事業を実施するかは、各劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針に基づき、設置者又は運営者において適切に判断されるべき。(施行通知2関係)

➤実施することに決定したそれぞれの事業を実施するに当たっては、事業の質の確保・向上に努める。

このため、創造性の高い実演芸術の公演を企画し行うなどの事業を実施する場合はもとより、いわゆる貸館事業や利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの事業などを実施する場合にも、設置目的及び運営方針に基づき、特色を持たせたり、利用者のニーズに対応させたりするなど、より質の高い事業として実施。(施行通知2関係)



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

2. 質の高い事業の実施に関する事項②

すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者は、劇場、音楽堂等の事業について、適切な評価基準を設定し、短期的・長期的視点による評価を適切に実施するよう努める。
- 設置者は、劇場、音楽堂等の事業の評価結果と当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性を検証し、評価結果を事業内容の見直しに適切に反映させるよう努める。
- 評価の実施に当たっては、設置者は、利用者等の視点に配慮するとともに、定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意する必要がある。

ポイント

- 劇場、音楽堂等の事業について、評価基準を設定することや評価結果を検証し、事業内容の見直しに反映させるのは、設置者の役割。
- 評価基準の設定に当たっては、短期的視点(毎年の利用状況等)と長期的視点(実演芸術の水準の向上や地域の活性化への貢献など)が必要。



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

3. 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項①

すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等の運営を適切に行うため、公演等の企画制作、舞台関係の施設・設備の運用、組織・事業の管理運営、実演芸術の創造など専門的能力を有する人材の養成を行うよう努める。
- 設置者又は運営者は、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等及び大学等と連携・協力し、実践的な知識及び技術を習得するための研修その他の養成のための機会を設けるとともに、人材交流を行うよう努める。

留意事項

- 劇場、音楽堂等の設置目的を実現し、運営方針を踏まえた劇場、音楽堂等の事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設(ア)にあつては、指導者の派遣、研究会の開催等により、自らの専門的知見を広く他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に提供する。
- ア以外の劇場、音楽堂等にあつては、必要な専門的人材が配置されている劇場、音楽堂等との継続的な連携・協力関係を構築することにより、専門的助言を得られる体制を確保する。
- 劇場、音楽堂等と大学等との連携・協力に当たっては、実践的な知識及び技術の効果的な習得を重視する。(専門的人材が大学等における授業を行うことなどの取組の実施、劇場、音楽堂等における学生のインターンシップの実施の検討、将来的には連携大学院制度等の活用等も検討)



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

3. 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項①

ポイント

- ▶ 「実演芸術の公演等を企画制作する能力」には、劇場、音楽堂等の事業に関し、様々なニーズを把握し、我が国の文化芸術の水準を高める公演等を企画制作し、提供する能力が含まれる。(施行通知3関係)
- ▶ 「舞台関係の施設・設備を運用する能力」には、舞台、照明、音響等の舞台施設・設備を適切に管理し、安全を確保するとともに、高度な演出等を行う技術力が含まれる。(施行通知3関係)
- ▶ 「組織・事業を管理運営する能力」には、
 - ①劇場、音楽堂等の利用者を開拓し、支持を拡げる能力(マーケティングに係る能力)や、
 - ②その施設で行われている事業の意義を国民又は住民に対して的確に説明する能力(アカウンタビリティに係る能力)、
 - ③公的助成事業若しくは民間助成事業からの助成金又は個人等からの寄附など財政的な支援を継続的に獲得する能力(ファンドレイジングに係る能力)、
 - ④適正な会計処理や多様な就業形態及び人材配置に対応できる管理能力、
 - ⑤複数の劇場、音楽堂等や実演芸術団体等の間で相互に連携して行う事業をコーディネートする能力等が含まれる。(施行通知3関係)



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

3. 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項②

すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材の範囲の特定、確保の方法、職制等を明確にし、専門的人材を配置するとともに、各自の能力を十分に発揮し得る職場環境を確保するよう努める。
- 設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等を適切に運営するため、関係機関と連携・協力しつつ、職員の資質の向上を図る研修等を行うよう努める。

留意事項

- 劇場、音楽堂等の設置目的を実現し、運営方針を踏まえた事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設(ア)にあつては、より質の高い事業を継続的に実施する観点から、年齢構成に配慮しつつ、分野ごとに必要な専門的人材を適正に配置する。
- アの劇場、音楽堂等において、事業を管理運営する能力を有する専門的人材を配置するに当たっては、質の高い事業を実施するため、各事業間相互の連携が図られるよう配慮する。
- ア以外の劇場、音楽堂等にあつては、必要な専門的人材が配置されている劇場、音楽堂等から必要に応じて専門的な助言・協力を得つつ、事業の実施に求められる専門的人材を配置する優先順位、配置方法等を検討するとともに、職制を整理し、専門的人材の効果的な配置及び充実を図る。



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

3. 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項②

ポイント

➤「組織・事業を管理運営する能力」及び「実演芸術を創造する能力」を有する専門的人材として、例えば、劇場、音楽堂等の実態等に応じ、芸術監督を置くことも考えられる。(施行通知3関係)



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

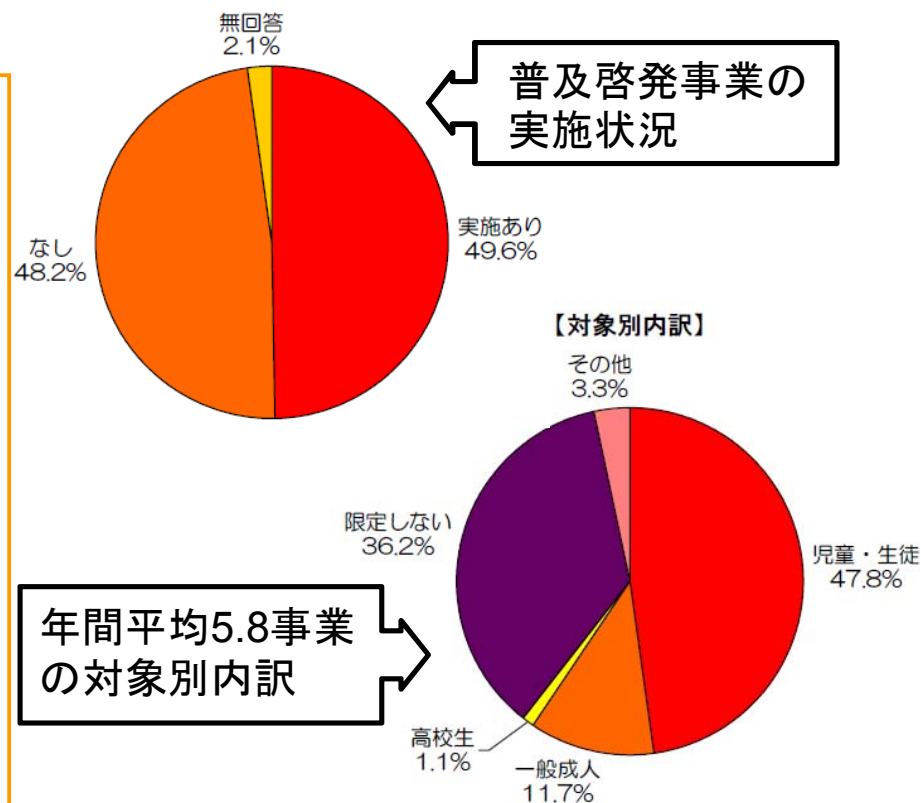
4. 普及啓発の実施に関する事項①

すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等が実施する普及啓発のための事業について利用者等に周知し、関係事業を適切に実施するよう努める。

留意事項

- 実演芸術の公演等の鑑賞機会の提供にとどまらず、利用者が参加する取組を行う。その際には、利用者の実演芸術に対する関心及び実演芸術に関する活動に取り組む意欲を引き出し高めるよう工夫する。
- 利用者等に対し、実演芸術に親しむ機会を広く提供するため、積極的に実演芸術の公演等の鑑賞機会を設ける。
- 教育機関、福祉施設、医療機関等の関係機関と連携・協力しつつ、年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの様々な取組を進める。(例えば、老人ホームでの訪問コンサートの実施など)



出典：「平成22年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」
(平成23年3月社団法人 全国公立文化施設協会)



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

4. 普及啓発の実施に関する事項②

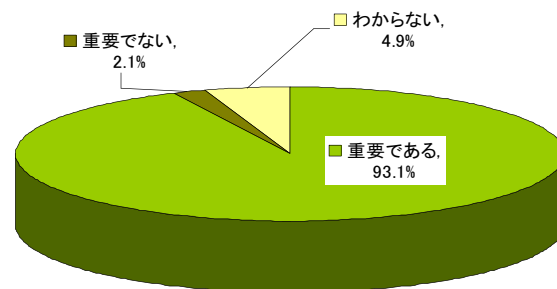
すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等を活用し、特に児童生徒等に対して質の高い実演芸術に触れる機会を提供するよう努める。

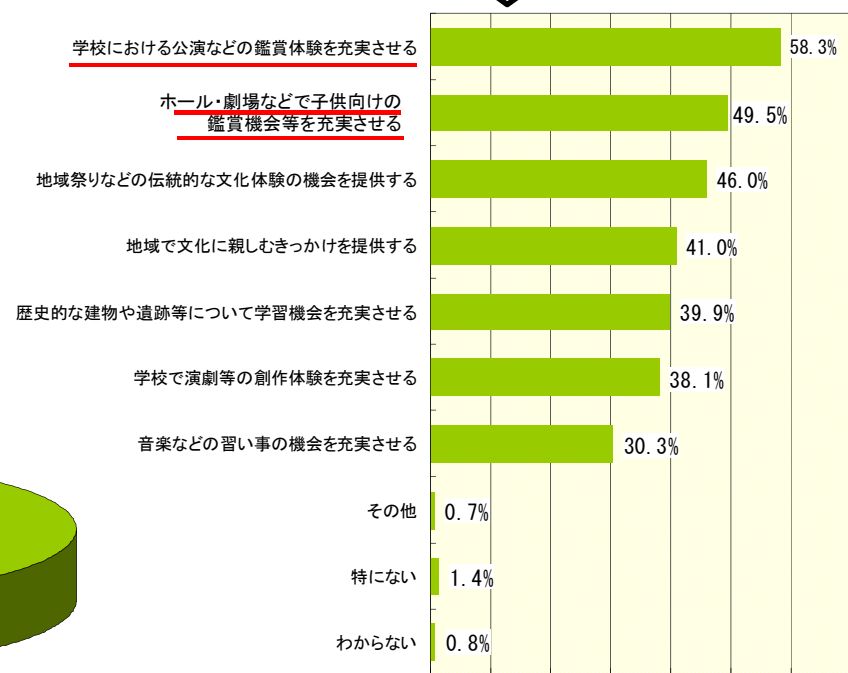
留意事項

- 地方公共団体その他の学校の設置者、教育機関及び実演芸術団体等との間に意見交換等の場を設けるなどして、地域全体で児童生徒等を対象とした質の高い実演芸術に触れる機会を充実する取組を行う。
- 実演芸術団体等と連携・協力し、学校を訪問して実演芸術の公演を行うなどの取組を行う。

子どもの文化芸術体験の重要性



子どもの文化芸術体験で重要な事項



出典：内閣府「文化に関する世論調査」（平成21年11月）

（複数回答） 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

5. 関係機関との連携・協力に関する事項①

すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図るため、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、教育機関等との連携・協力を積極的に進め、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性に留意しつつ、長期にわたり相互に利点を享受できる効果的な連携・協力関係を構築するよう努める。

留意事項

- 連携・協力する内容を当事者間であらかじめ十分に協議し、必要に応じ、合意した事項を協定等の形で文書化し、定期的に連携・協力する内容の見直しを行う。
- 近隣に所在する機関同士の連携・協力にとどまらず、所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関との間でも連携・協力を行う。この場合において、特定の事業の領域において高い実績を有する劇場、音楽堂等にあつては、当該事業の領域における専門的知見を他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に積極的に提供するなど、広域的に支援を行う役割を果たすことが望まれる。
- 利用者に対しより質の高い実演芸術の公演を鑑賞する機会を提供する観点から、他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供等を行うとともに、施設の効果的活用等について検討する。



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

5. 関係機関との連携・協力に関する事項②

留意事項

- 国立劇場及び新国立劇場は、実演芸術に関する高度の専門的知見の提供など他の劇場、音楽堂等と積極的に連携・協力する方策について検討し、他の劇場、音楽堂等は、国立劇場及び新国立劇場が有する専門的知見の活用などの連携・協力について検討する。

ポイント

▶地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等の施設の効果的な活用に関しては、各施設の設置条例等に規定されている設置目的に反しない限りにおいて、特定の実演芸術団体等に対して施設を優先的に使用させる契約等を締結することなども考えられる。(施行通知4関係)
(現在も、劇場、音楽堂等と実演芸術団体との間では、従来からの関係を生かした友好提携やフランチャイズ契約の締結等の様々な連携が行われている。)

専属・フランチャイズ団体及び育成団体等の有無(設置主体別)

		ある	ない	無回答・不明 (%)
全 体	(N=640)	21.9	76.4	1.7
都道府県施設	(N= 62)	25.8	72.6	1.6
政令指定都市施設	(N= 68)	26.5	69.1	4.4
市区町村施設	(N=510)	20.8	77.8	1.4

出典：「平成22 年度 地域の公立文化施設実態調査報告書」(平成23年3月財団法人地域創造)



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

6. 国際交流に関する事項

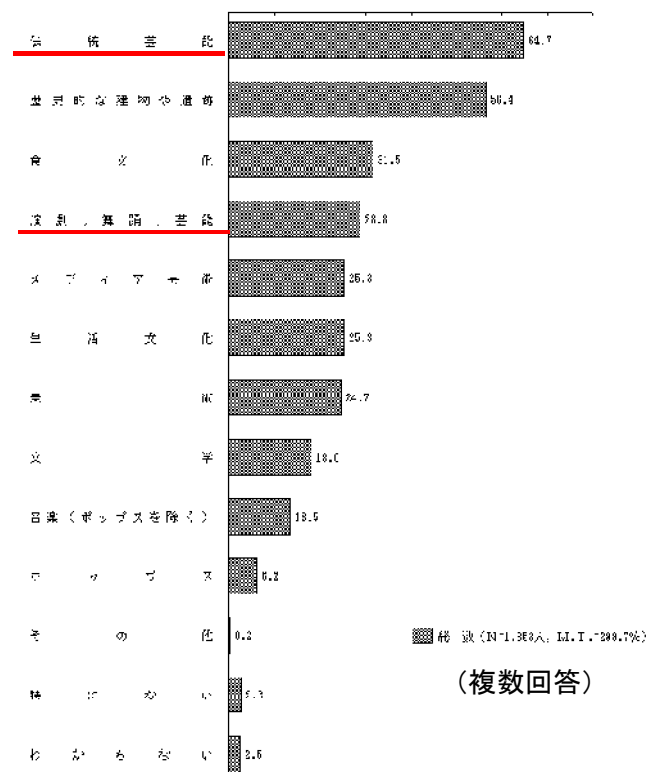
すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等の設置目的、運営方針、実態等を勘案しつつ、実演芸術に関する国際交流を推進するよう努める。

留意事項

- 劇場、音楽堂等の所在する地域に居住する外国人、訪日外国人旅行者等との交流を図る取組を行う。
- 必要に応じ、海外の劇場、音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力し、人的交流や情報交換を行うほか、一定期間地域に滞在し創造活動を行う芸術家の受入等を行う。
- 必要に応じ、海外の劇場、音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力して、海外公演の実施、国内への公演の招致、国際共同制作等を行う。

<世界に誇れる日本の文化>



出典：内閣府「文化に関する世論調査」（平成21年11月）



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

7. 調査研究に関する事項

すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等の事業の充実を図るため、実演芸術の動向、事業の効果、利用者等のニーズや評価等に関する調査研究機能の強化に努める。

留意事項

- 劇場、音楽堂等の事業の実施等を通じて得た知見等を他の劇場、音楽堂等に積極的に提供したり、他の劇場、音楽堂等と共同して調査研究を行ったりするなど、他の機関との連携・協力を推進する。
- 必要に応じ、実演芸術に関する豊富な知見等を有する大学等、国立劇場、新国立劇場、実演芸術団体等その他の関係者との連携・協力を推進する。



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

8. 経営の安定化に関する事項①

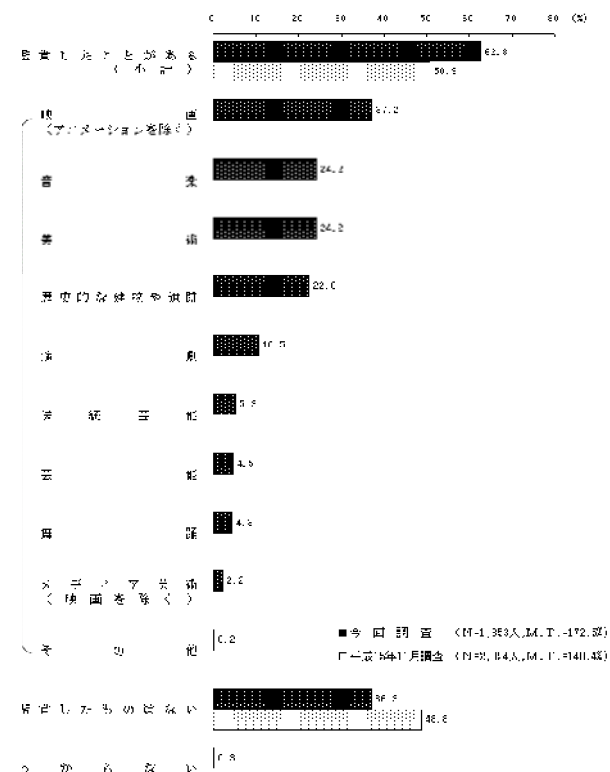
すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等の事業の実施に当たって、国民又は住民の実演芸術に対する関心を高め、利用者の拡大を図るための工夫を行うよう努める。

留意事項

- 利用者等のニーズや評価等に関する調査研究の成果を、劇場、音楽堂等の事業の実施に適切に活用する。
- 劇場、音楽堂等の社会的意義及び事業内容について積極的に広報等を行うことにより、国民又は住民の実演芸術に関する理解の増進及び当該劇場、音楽堂等及びその行う事業についての支持の拡大に努める。
- 普及啓発のための事業を積極的に実施することにより、劇場、音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者の育成を図る。
- 観光、社会福祉等の分野の機関との連携・協力を図り、より多様で効果的な劇場、音楽堂等の活用を図る。

<文化芸術を直接鑑賞した経験>



出典：内閣府「文化に関する世論調査」（平成21年11月）



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

8. 経営の安定化に関する事項②

すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等の経営の安定化を図るため、当該劇場、音楽堂等の事業の質を維持することを前提に、多様な財源を確保するよう努める。
- 設置者又は運営者は、利用者等から日常的に寄せられる要望等に対応するための体制を整えとともに、要望等の内容を積極的に把握・分析し、適切な対応策を講じるよう努める。

留意事項

- 「多様な財源」としては、公的助成事業・民間助成事業による助成金や政策金融機関・民間金融機関からの融資等、法人・個人からの寄付金の活用、賛助会員制度等の構築・運用などが考えられる。

ポイント

- 民間事業者が設置する劇場、音楽堂等については、必要に応じて、株式会社日本政策金融公庫に設けられているような、劇場、音楽堂等の運営にも活用可能な経営支援に関する融資制度を活用することも考えられる(低金利貸付(普通貸付、生活衛生貸付)など)(施行通知5関係)。



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

9. 安全管理等に関する事項①

すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者又は運営者は、劇場、音楽堂等が安全かつ快適な施設として維持管理されるよう、施設・設備の定期的な保守点検等を適切に行うよう努める。
- 特に、経年劣化した施設・設備の改修等については、設置者において計画を立て着実に実施するとともに、設置者と運営者との間で、それぞれの責任を明確にし、適切な分担を図るよう努める。
- 設置者又は運営者は、質の高い劇場、音楽堂等の事業の実施と施設・設備の安全管理との両立を図る観点から、事業を安全に実施し得る環境を確保するための安全管理に係る規程を整備し、職員に徹底するとともに、施設・設備の安全管理を適切に行い得る体制の整備に努める。

ポイント

- 経年劣化した劇場、音楽堂等の施設・設備の改修等について運営者と費用等の分担を図るに当たっては、設置者には運営者が質の高い事業を積極的に実施できるよう十分な配慮を行うことが求められる。(施行通知6関係)
- 安全管理に係る規程を整備するに当たっては、例えば『劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン』(劇場等演出空間運用基準協議会)を参考とすることが考えられること。(施行通知6関係)



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

9. 安全管理等に関する事項②

すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

- 設置者又は運営者は、避難、救助その他の災害応急対策及び災害復旧等の非常時における対応についてあらかじめ検討し、必要な対策を講じるよう努める。

留意事項

- 非常時においても劇場、音楽堂等の業務を適切に執行することができるよう、優先業務を選定するとともに、事業継続体制や他の劇場、音楽堂等との連携・協力体制等を整える。
- 災害時において、一時的に被災者を受け入れることにも配慮する。

ポイント

- 優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について定める事業継続計画(BCP)について、策定に向けた検討が期待される。(参考:「事業継続ガイドライン」平成21年11月事業継続計画策定促進方策に関する検討会)
- 災害時において、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者などの一時的な受け入れについても配慮する。(参考:「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」平成24年9月10日首都直下地震帰宅困難者等対策協議会)



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

10. 指定管理者制度の運用に関する事項①

すべての劇場、音楽堂等に取り組んでいただきたい事項

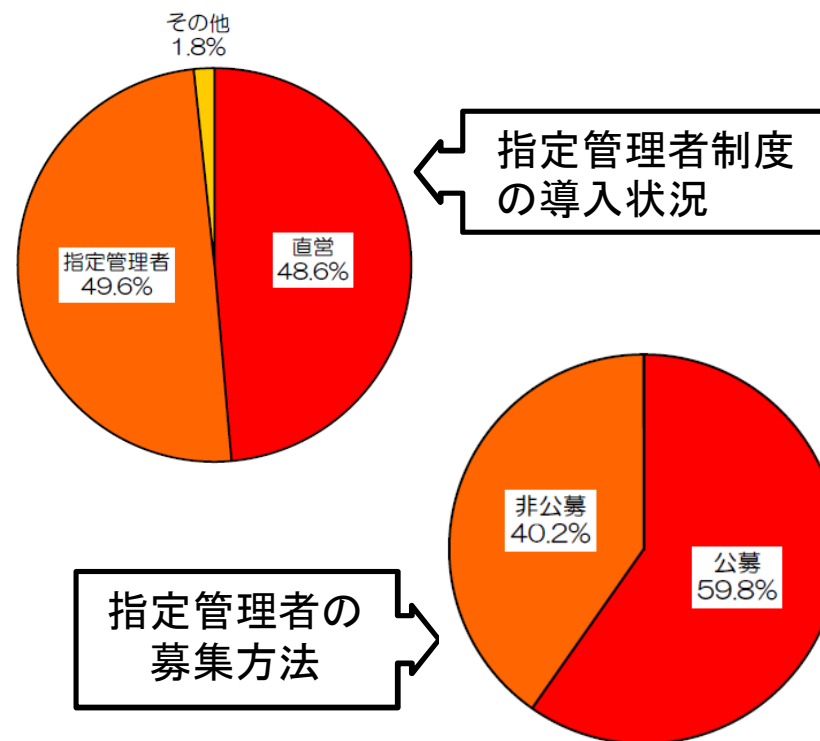
- 指定管理者制度により劇場、音楽堂等の管理運営を行う場合には、設置者は、創造性及び企画性が劇場、音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき、同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努める。

留意事項

- 設置者は、劇場、音楽堂等の機能を十分発揮するため、質の高い事業を実施することができる専門的な知識及び技術を有する指定管理者を選定する。
- 指定管理者を公募により選定する場合には、適切な者を選定できるよう、選考基準や選考方法を十分に工夫する。

ポイント

- 指定管理者を公募により選定する場合には、指定管理料が低廉であることのみを重視して選定されることにより、事業の質を確保・向上させることがおろそかになるようなことのないよう留意。(施行通知7関係)



出典：「平成22年度公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書」（平成23年3月社団法人 全国公立文化施設協会）



第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

10. 指定管理者制度の運用に関する事項②

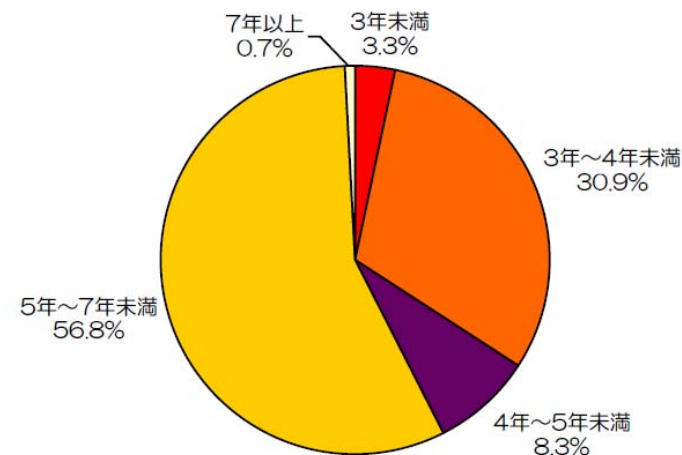
留意事項

- 設置者は、優れた実演芸術の公演等の制作、有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要するという劇場、音楽堂等の特性を踏まえ、適切な指定管理期間を定める。
- 設置者は、指定管理者が実演芸術の公演を企画し、実施する場合には、これを円滑に実施できるようその実施方法等を協定等に適切に位置付けるなど配慮する。
- 指定管理者が劇場、音楽堂等の事業を円滑に行うことができるよう、指定管理者との間で十分な意思疎通を図る。

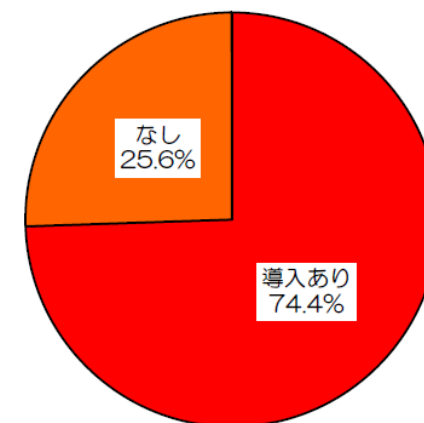
ポイント

➤ 施設の利用料による収入を指定管理者の自主事業に充てることができる制度を導入している場合には、過度に施設の利用に係る稼働率を高く設定し、利用料による収入を高く見積もることにより、指定管理料を低く設定し、その結果自主事業の実施を困難とすることなどのないよう留意。（施行通知7関係）

<指定管理者の指定期間>



<利用料金制の導入状況>



出典：「平成22年度公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書」（平成23年3月社団法人 全国公立文化施設協会）



第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項

- 国及び地方公共団体は、環境の整備、財政上の措置、人材養成等の適切な対応を行う。
- 本指針に定める事項を設置者又は運営者、国及び地方公共団体が実施するに当たっては、実演芸術団体等、教育機関等は積極的に協力することが求められる。

ポイント

- 国は、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、実施する役割を果たすよう努める。
- 地方公共団体は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努める。
- 国・地方公共団体は、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努める。
- 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興、国際的な交流の促進、人材の養成・確保、国民の関心・理解の増進、学校教育との連携等、必要な施策を講ずる。
など